

公 示

準特定地域における個人タクシー事業に係る特例許可の参入枠について

「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて(令和4年3月31日付け四運自公第17号)」5.(1)参入枠の公示に基づき、令和7年度の営業区域毎の特例参入枠を下記のとおり定めたので公示する。

令和7年4月23日

四国運輸局長 河野 順

記

1. 営業区域

(1) 高松交通圏	5人
(2) 徳島交通圏	7人
(3) 松山交通圏	4人
(4) 高知交通圏	15人

2. 申請受付期間

令和7年9月1日から令和7年9月30日

附 則 (令和7年4月23日付け四運自公第4号)

1. この公示は、令和7年4月23日から適用する。